

第24回 法廷だより

2018年3月20日、第24回頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

曇天の下 傍聴席は満員

2018年3月20日午後2時00分より札幌地裁で第24回頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から平成29年12月8日の第531回適合性審査会及び平成30年2月2日の第544回適合性審査会における、敷地内断層に関する議論状況に関する準備書面(28)、火山に関するこれまでの主張に反論する被告準備書面(13)に対し、これに再反論する準備書面(29)を提出しました。

ら泊原発の事故に備えた住民の避難計画について調べた内容をもとに、原発事故が発生した際住民が安全に逃げることは到底できず、そのリスクを一電力会社の利益のために道民全体で負うことは疑問であるとして、泊原発の廃炉を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ。)

弁護団の主張内容



今後の予定等

次回期日は、6月19日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は10月9日午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

原告の意見陳述は、井上敦子さんが行いました。数年来原発事故を想定して道や関連地方自治体が行っていいる北海道原子力防災訓練の参観に参加した経験、及び自

原告意見陳述

準備書面(28)は、審査委員会において、「1・2号炉は、主要施設の直下にF-4断層が分布するので、活動性が否定できなければ立地不適となる。」「3号炉は、直下には断層はないが、当然敷地内に震源として考慮する活断層が分布することになる。」、断層の活動性の否定のための調査については大きな制約が存在する等の指摘が審議官からなされましたこと、及び指摘内容について被告も共通認識を有していました。

準備書面(29)は、被告の準備書面(13)に対する反論の書面です。まず火山ガイド自体が規制として不十分であるとの原告の主張に対して一切反論をしていないことを指摘しました。また、11万年前の洞爺火